

平成30年度 仙北市職員 (大学卒業程度一般行政職) 採用試験のお知らせ

【問合せ】総務課 職員係 (田沢湖庁舎) ☎ (43) 1111

● 試験区分 / 大学卒業程度・一般行政職

● 採用人数 / 若干名

● 受験資格 /

① 平成元年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた方

② 平成9年4月2日以降に生まれた方で、大学(短大、高専含む)を卒業した方または平成31年3月31日まで卒業する見込みの方

● 第1次試験 /

◎ 日時 / 7月22日(日)

9時~試験受付

◎ 会場 / 秋田県J Aビル (秋田市八橋南2丁目10-16)

◎ 内容 / 大学卒業程度の教養試験および一般性格診断検査

● 第2次試験 / 第1次試験合格者に通知します。

● 申込用紙の請求 / 申込用紙・受験案内は、5月23日(水)から、田沢湖庁舎は総務課、角館庁舎・西木庁舎は地域センターで交付しています。郵便請求の場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、あて先を明記して140円切手を貼った返信用封筒(角型2号サイズ)を必ず同封して、総務課職員係へ郵送してください。なお、普通郵便の事故および電子メールによる請求には対応できません。

● 申込手続 / 申込書と自己紹介書には所要事項を全て記入し、申込書の受験票部分には最近撮影した上半身、脱帽、正面向き、縦6センチ、横4.5センチの写真1枚を貼ってください(郵送可)。なお、角館・西木地域センターでは、受付しません。

● 申込受付期間 / 6月6日(水)~27日(水) (土・日曜日を除く、8時30分~17時15分)

● 郵送の場合は、6月27日(水)必着に限りです。

※今回は「大学卒業程度一般行政職」のみのお知らせです。他の職種の採用試験については、広報せんぼく7月16日号に掲載予定です。

※短大高専卒の方は、今後募集する「高校卒業程度一般行政職」の採用試験を受験できませんので、今回の「大学卒業程度一般行政職」を受験してください。

● 申込先 / 仙北市総務課総務課職員係 〒014-1298

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30

市長の「出前まちづくり懇談会」をご利用ください

【問合せ】総務課 (田沢湖庁舎) ☎ (43) 1111

4月から「出前まちづくり懇談会」を始めます。市民の皆さまが日ごろ感じていること、ご意見やご提案を市長等がお聞きします。行政課題の解決とまち育てを進める会にしたいと思えます。日程は皆さまのご要望にできるだけお応えします。たくさんのお申し込みをお待ちしています。

● 内容 / 市や地域課題に関する「意見やご提案をお聞かせください。」

● 日程 / 皆さまのご要望をお聞きし調整します(土・日・祝祭日も可)。

● 時間 / 市長の市政報告や皆さまと

の意見交換で2時間以内。

● 場所 / 懇談会に参加いただく皆さままでご準備ください(市役所等も可)。

● 出席者 / 市長や副市長、教育長や各幹部職員(ご指名も可)。

● 申込方法 / 総務課に電話で直接お申し込みいただくか、ホームページ

(http://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=2072)

に掲載のお申し込み受付票をご利用ください。

※お申し込みは5人前後のグループからお受けします。

6月は「男女共同参画推進月間」です

【問合せ】企画政策課 (田沢湖庁舎) ☎ (43) 1112

「女性も男性も、自らの意思により個性と能力を発揮して活躍できる職場の実現」を目指し、あらゆる分野で活躍できる環境をつくるのが大切です。

私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか?

田沢湖図書館、総合情報センター学習資料館、西木公民館に、特設図書コーナーを設けましたので、ぜひご利用ください。

平成30年度のキャッチフレーズは、内閣府男女共同参画局公募により、「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」(滋賀県 大川麗さんの作品)に決定しました。

平成30年度地籍調査事業のお知らせとお願ひ

【問合せ】財政課 国土調査係 (田沢湖庁舎) ☎ (43) 3385

角館町地区では、平成4年度から土地の基本となる地籍調査事業を実施しています。地籍とは、一筆ごとの地番・地目・面積・所有者・権利関係を記録したもので、人間の戸籍にあたるものです。

これまでの土地の基本となる土地台帳や地図は、明治時代に作成されたものですが、当時は測量技術があまり発達していなかったことなどから、実際の土地に比べて大きさや形が異なっている所なども数多くあり、境界紛争の原因にもなっていました。

この地籍調査事業で、皆さまが所有する土地(宅地・田・畑・山林・原

野)の正確な地図や台帳を作ることにより、災害などで境界が不明になっても容易に復元することが可能で、境界紛争等のトラブル防止になるなど、市民の皆さまにも多くの利点がありますので、調査計画区域に土地を所有される皆さまのご協力をお願いします。

● 平成30年度調査計画区域 / 角館町雲然田中の一部、八割字八割・下川原の各一部

● 調査実施期間 / 平成30年6月下旬から10月下旬

※関係者の方々には事前に通知します。

秋 田県福祉相談センターによる 6月・8月の巡回相談(肢体)

【問合せ】社会福祉課障がい福祉係 (西木庁舎) ☎ (43) 2288

● 日時 / ① 回目 / 6月28日(木) ② 回目 / 8月30日(木)

● 受付 / 9時30分~11時30分

● 診察 / 10時~12時

● 場所 / 大仙市大曲中央公民館 (大仙市大曲日の出町2丁目6-50)

● 対象地区 / 横手市、湯沢市、大仙市、仙北市、美郷町、羽後町、東成瀬村

● 実施内容 / 身体障害者手帳の相談、補装具の医学的判定および医療相談

※補装具の申請手続きをする場合は、身体障害者手帳・印鑑・個人番号カードまたは通知カード(本人確認書類として運転免許証等が必要)をご持参ください。

気軽にできる運動の指導者を派遣します!

【問合せ】スポーツ振興課 (角館庁舎) ☎ (43) 3390

最近運動不足を感じている方、新しいスポーツを始めたいけど悩んでいる方など大歓迎です。

仙北市民の団体・グループで、友人等との活動、各地区団体、企業等でのスポーツ教室や地域の運動会などで、運動のきっかけづくりやより安全かつ効果的にスポーツを楽しみませんか。

● どんなスポーツを指導できるの? / ストレッチ体操やウォーキング、ニュースポーツのペタンクやターゲットボードゴルフ、スマイルポウリングなど、みんなの楽しめる軽スポーツです。

● 料金はかかるの? / 無料です。お気軽に申し込みください。

● 申込方法は? /

スポート振興課まで電話でお申し込みください。

● どんな場所のできるの? / 公共施設や地域の会館、広場で可

能です。



平成29年度世代を超えてのスポーツ交流で角館小学校の児童にペタンクの指導をしているスポーツ推進委員。

放課後児童クラブ 支援員を募集します

【問合せ】子育て推進課 (西木庁舎) ☎ (43) 2280

小学校放課後および長期休業時の児童に対し、家庭に代わって生活の場を提供する放課後児童クラブの支援員を募集します。

● 業務内容 / 利用児童の生活全般(遊び、自習)の世話・支援

● 募集人数 / 4人

● 募集要件 / 普通自動車免許

● 雇用期間 / 雇用開始日から9月30日(日)まで(半年毎の更新制)

● 勤務先 / 白樺児童会(生保内小学校内) / ポプラ学園(神代小学校内) / マロンクラブ(西明寺小学校内)

国民健康保険税の特別徴収(年金天引き)について

【問合せ】税務課(田沢湖庁舎) ☎(43)11117

国民健康保険税を年金天引きで納めていただくことを「特別徴収」といいます。

年金を受給される方の国民健康保険税は、地方税法の定めるところにより、原則受給されている年金から天引き(特別徴収)されます。

従来、口座振替や納付書で納付されていた場合でも、特別徴収が優先されますが、納付方法変更申出書を

提出することにより口座振替による納付へ変更ができます。なお、納付書による納付はできません。

- 特別徴収に該当する条件/次の条件全てに当てはまる場合です。
 - ① 国保加入者全員が65歳74歳の世帯
 - ② 国保加入中の世帯主が今年度に75歳に到達しない世帯
 - ③ 世帯主の年金額が年額18万円以上

の方(ただし、年金は担保に供していないものに限りません。)
④ 介護保険料の年金支払額と国保税の合計が年金額の2分の1を超えない方

国民健康保険税に関するQ&A

10月から就職し社会保険に加入したので、10月納期分の国保税は納めなくていいですか

国民健康保険税は1年分を8期に分けて納付いただくため、各月納期

分の税額がその月の加入分ということではありません。国保を脱退したときは、加入月数に応じて精算しますので、10月から社会保険に加入した場合、国保税は4月から9月までの6か月分になります。7月から納付のため10月に精算分の納付が必要な場合があります。

10月で65歳になりますが、国保税は下がりますか

年度途中で65歳になられる方は、65歳になる前月までの介護保険料を7月の税額決定時から8期に分けて計算しています。10月に65歳になる場合、介護保険料は、はじめから4月から9月の6か月で計算していますので、65歳になられた後に税額が下がることはありません。

今年75歳になりますが、国民健康保険税はどのように計算されていますか

年度内に75歳の誕生日を迎えられる方は、当初7月に送付される納税通知書で、あらかじめ誕生日の前月分までの加入期間で計算され、8期で均等配分されるようになっていきます。年齢到達後は後期高齢者医療保険へ移行となりますので、原則誕生日の翌月に後期高齢者医療保険料の納付書が送付されます。こうした期割の関係上、納付の期間が国民健康保険税と後期高齢者医療保険料と重なることがありますのでご了承ください。

年金からの天引きではなく納付書で納付したいのですが、できますか

● 納める時期と算定方法

仮徴収	4月	前年所得が確定するまでは、仮算定された保険税額を納めます。
	6月	新規で特別徴収に該当する場合 前年度税額をもとに仮算定します。 1回分=前年度年税額×1/6
	8月	継続して特別徴収に該当する場合 前年度2月の特別徴収額と同額が1回分となります。
本徴収	10月	前年所得が確定した後は、本算定された保険税額を納めます。
	12月	新規で特別徴収に該当する場合 7月・8月・9月は普通徴収となり、残りが特別徴収となります。
	2月	継続して特別徴収に該当する場合 年税額から仮徴収税額を差し引き、残りを3回に分けます。

新たに国民健康保険税が年金から天引きされる場合、7月、8月、9月は、納付書により納付する方法(普通徴収)で国民健康保険税を納めていただき、10月以降は、10月、12月、2月に支給される年金から天引きされることとなります。

前年度から継続して年金から天引きされる場合など、4月、6月、8月に国民健康保険税が年金から天引きされたときは、今年度の国民健康保険税の算出額から、4月、6月、8月に年金天引きされた額を差し引いた額が、10月、12月、2月に支給される年金からの天引き額となります。

65歳以上の方の国保税については

本人が納付方法を選択することはできません。地方税法により原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者の方は年金天引きの対象となっています。ただし口座振替により納付することはできません。口座振替を希望される場合は金融機関への口座振替依頼と市役所窓口へ納付方法の変更申出書の提出が必要です。

毎年収入が変わらないのに、なぜ納付書での納付になったり、年金天引きになったりするのですか

税率の改正やわずかな収入の違いで毎年税額が変わります。年金天引きの要件のひとつに「介護保険料と国民健康保険税を合わせた額が年金支給額の2分の1を超えないこと」とありますが、昨年度は要件を満たしていてもわずかな税額の違いや、年金支給額の違いで切り替わる場合があります。また75歳に到達する年度は納付書での納付(普通徴収)となります。

同一年度内に年金天引き分と納付書での納付分と、両方あるのですが

特別徴収に該当する要件を満たすと年金からの天引きが始まります。新たに仮徴収が始まる方は昨年の税額をもとに仮徴収額を算定するためその分は天引きとなり、改めて本年度の税額を計算したところ年金天引きの要件を満たさなくなる場合があります。そうした場合、4月・6月・8月は年金天引き、10月の本徴収からは納付書での納付となります。

ドローンを貸し出します

【問合せ】地方創生・総合戦略室
(田沢湖庁舎) ☎(43)3315

仙北市では、近未来技術活用に係る活動に対して、仙北市保有のドローン等を貸し出しています。

- 貸し出しドローン/
 - ▶ DJI Phantom3 Professional 2台
 - ▶ DJI Mavic Pro 1台
 - (1団体等につき2台まで)
- 貸し出し対象者/
 - ▶ ドローン操縦が可能な市民および市内の団体等
 - ▶ ドローンの操作技術を学ぶための講習会等を開催する市民および市内の団体等
 - ▶ 近未来技術に関する連携協定締結団体等
- 貸し出し条件/
 - ▶ 貸出期間は、最長5日間とする。
 - ▶ 営業行為に使用しないこと。
 - ▶ 留意事項/
 - ▶ 借用物品を汚損・破損した場合は、借用者の責任と負担により、補修または修理を行い、原状に復すこと。また、紛失した場合は、現品にて弁償すること。
- 申請書類の取得方法、詳しい貸し出し条件等/お問い合わせ先窓口へ備え付け、または仙北市ホームページ http://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=1806 からダウンロード(書類提出は、土日祝日を除く5日前まで)

企業の育成、雇用の確保 応援制度(その2)

企業の雇用・研修、離職者の資格取得を応援します

職業訓練事業補助金

(職業訓練団体の受講者向け)

職業訓練団体が行う資格取得等講習会の参加経費を助成します。

● 交付要件/市内居住の在職者または求職者

● 交付額/受講料の全額(旅費を除く)、年度内2回まで

雇用対策事業補助金(求職者向け)

離職者の技術取得・資格取得等の経費を助成します。

● 交付要件/市内居住の求職者で、研修等終了後から年度内に申請があったもの

● 対象経費/教材費、受験料など(旅費を除く)

● 交付額/対象経費の3分の1以内、1回あたり2万円以内(年度内2回まで)

勤労者対策事業補助金(企業向け)

市内企業の従業員の技術取得資格・取得研修等の経費を助成します。

● 交付要件/常時雇用者5人以上の事業所、仙北市商工会員、研修等終了後から年度内の申請など

● 対象経費/教材費、講師料等の主催者からの負担要請額、交通費・宿泊費など(受験料を除く)

● 交付額/経費の3分の1以内、1

【問合せ】商工課

(中町庁舎) ☎(43)3351

人あたり2万円以内、1企業10人以内(年度内20万円限度)

雇用創出助成金(企業向け)

市内企業の新規雇用に1人あたり最高30万円助成します。

● 交付要件/満65歳未満、雇用日から継続して市内に居住、派遣以外雇用保険加入、社会保険加入、ハローワークを通じた雇用、6か月以内に会社都合の離職者なし、期間の定めのない雇用(試用期間がある場合は3か月以内であれば対象可)など

● 交付額/一般15万円・新卒30万円

● 申請手続き/期間の定めのない雇用をした日から6か月経過した日から3か月以内



現況届を提出してください
【問合せ】子育て推進課 家庭支援係
(西木庁舎) ☎ (43) 22280

児童手当受給者の方へ
児童手当を受給している方は、6月1日現在の状況について「現況届」を提出していただく必要があります。引き続き児童手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。該当する受給者には6月上旬に通知しますので、「ご確認ください」。

● 提出書類
▼ 現況届(用紙は6月上旬にお送りします)
▼ 保険証のコピー(請求者と児童分)
▼ 児童が仙北市外に住居登録をしている方は、児童の属する世帯全員住民票
▼ 今年1月1日時点で仙北市に住居登録がなかった保護者は、情報連携により所得証明書を省略できますが、同意されていない方は前住所の市区町村から「平成30年度(平成29年分)の児童手当所得証明書」を取り寄せてください。

● 提出先/子育て推進課、各地域センター、各出張所
● 提出期限/6月30日(出)

【1】注意ください
出生や転入があった場合などは、15日以内の届出が必要です。申請が遅れると遅れた月分の手当が受けられなくなる場合があります。

平成30年度仙北市地域輝き表彰の候補者を推薦してください
【問合せ】長寿支援課 長寿いきがい係
(西木庁舎) ☎ (43) 22281

今年度も仙北市では、明るい社会づくりの一環として、地域の中でさらに輝く市民を地元小学校の学習発表会の場で表彰します。

● 表彰の対象について
▼ 市民または市に関係のある方で、今年9月15日現在65歳以上の方(団体は除きます)
▼ 市民の模範となる善行や明るい社会づくりに貢献した方
▼ 地域の行事、高齢者支援、子育て支援、交通安全、環境保全、環境美化、防災・防火、防犯、家業、就業、生産、企業団体経営、教育、芸術文化、健康・スポーツ、趣味、行政、ボランティア他社会参加のうち、1つ以上を長年継続され、いきいきと活躍されている方

※ 自己推薦および地方公務員等の職務に基づく推薦は表彰の対象なりません。

● 推薦の期間/6月1日(金)～29日(金)
● 推薦の方法/長寿支援課、各地域センター・各出張所窓口へ提出してください。用紙は、市ホームページ(http://www.city.semboku.akita.jp/news_topics/whatsnew.php?id=1648)からダウンロードできます。

● 受賞者決定の連絡/8月中旬に表彰予定者ご本人へお知らせします。

国民年金からのお知らせ
【問合せ】市民生活課 国保年金係(角館庁舎) ☎ 43-3316
大曲年金事務所 ☎ 0187-63-2296

国民年金保険料の免除期間・納付猶予期間がある方へ

国民年金保険料の免除(全額免除・一部免除・法定免除)、納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金(65歳から受けられる年金)の受け取り額が少なくなります。

将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、免除等の承認を受けた期間の保険料については、10年以内であれば遡って納める(追納)ことができます。ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。追納は、古い月のものから納付することとなりますが、次の点にご注意ください。

- ▶ 一部免除を受けた期間は、納付すべき保険料が納付されていなければ追納はできません。
- ▶ 「法定免除・申請免除期間」が「納付猶予・学生納付特例期間」より先に経過した月分である場合は、どちらを優先して納めるか本人が選択できます。

国民年金保険料の「後納制度」について

国民年金保険料は、納付期限から2年を過ぎると時効により納付することができません。

しかしながら、法律改正による時限措置として、過去5年以内に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「後納制度」が平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り実施されています。

後納制度を利用することで年金額を増やすことや、年金の受給ができなかった方が受給資格を得られることがあります。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。



待ち時間の短縮! スムーズな年金相談を!

年金相談は予約で行っています

大曲年金事務所では、予約制による年金相談を実施していますので、ぜひご利用ください。

ご予約の申し込み

相談希望日の前日までにお電話または年金相談窓口でお受けしています。当日の空き状況によっては、当日でも予約受付できます。

ご予約を受け付ける際には、相談者および配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容等について確認させていただきます。

- 年金相談にお越しの際は、相談者本人であることを確認できるもの(運転免許証や、保険証と年金手帳など顔写真のないものは2つ必要です。)をご持参のうえ、予約時間までにお越しいただき総合相談窓口にお申し出ください。
- 代理の方がご相談に来られる際には、委任状が必要となります。
- ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

予約時間帯

- ◆ 月曜日 8:30 ~ 18:00
- ◆ 火曜日～金曜日 8:30 ~ 16:00
- ◆ 第2土曜日 9:30 ~ 15:00

※ 予約状況により、ご希望の日時を調整させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

予約申し込み電話番号

☎ 0187-63-2296

音声ガイダンスが流れますので、番号「1」→「2」の順でお選びください。

爽やかな湖畔の風を感じて走ろう! **第33回田沢湖マラソン**

TAZAWAKOMARATHON

2018年9月16日[日]

エントリーの締切は
7月27日(金)

今年の田沢湖マラソンは、9月16日(日)に開催されます。市民の皆さんも健康づくりや自身へのチャレンジとして、ぜひご参加ください。当日はコース周辺で交通規制が行われますので、ご協力をお願いします。詳しくは、仙北市ホームページのイベント情報をご覧ください。

エントリー受付中!



ゲストランナー
伊井陽子さん
◆ 08北京オリンピック
女子10,000m日本代表
◆ 女子10,000m
日本記録保持者

エントリーについての問合せ
田沢湖マラソンエントリーセンター
(南ラップシステム内) ☎ 0463-35-6691

その他問合せ
田沢湖マラソン実行委員会事務局
(教育委員会スポーツ振興課内) ☎ 43-1116
E-mail marason@city.semboku.akita.jp